

令和7年度高校生未来プロジェクト運営委託仕様書

1 件名

令和7年度高校生未来プロジェクト運営委託

2 本業務の目的

高校生が政治や行政に関心を持つ主権者教育と、子どもの声を聴き、意見表明を支援する子どもアドボカシーを推進するとともに、主体的に新たな取組に挑戦する若者のアントレプレナーシップの涵養を図ることを目的に、高校生を対象としたワークショップ、政策提言会等を実施する。

3 提案上限額

3,273,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

5 業務内容

(1) 高校生リバーズメンターの募集・選考

市長の高校生リバーズメンターとして政策を立案し、市長に提言を行う高校生を募集、選考する。また、募集に必要な応募フォームやWebページ、周知用資料等を作成し、PRを実施する。

対象者：市内の高校に通う高校生、または市内在住の高校生

募集人数：5名程度

(2) 運営

選考された高校生を対象に以下のワークショップ、政策提言会等を実施する。

- ①任命式及びキックオフワークショップの開催
- ②市長や市職員との意見交換機会の設置
- ③政策立案のサポート
- ④市長への提言会の実施

⑤提言会後の高校生へのサポート

(3)その他

必要に応じて打合せを実施する。

6 履行場所

古賀市内

7 成果品

業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

イベント実施時の写真又は動画（データ）

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする。

8 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

9 前払い金

受託者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

10 その他注意事項

(1)本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2)市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3)受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(4)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

(5)受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(6)本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

1 1 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 安部・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-405-0111／FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp